

10月の無料相談

※祝日は除きます

相談名	日	時	場所	主な相談内容(相談員)	
市民法律相談	毎週火曜日	13:30~16:30	広報広聴課 (☎内線2376)	法律が関係する困りごと(弁護士) ※予約制	
市民相談	月~金曜日	8:30~17:15		要望、苦情、意見など(担当職員)	
司法書士相談	12日(水)	13:30~15:30		相続・贈与などの登記、遺産分割、その他法律問題(司法書士) ※予約制	
行政書士相談	20日(木)	13:30~16:30		相続や契約(賃貸・売買・雇用・介護)などに関すること(行政書士) ※予約制	
総合労働相談	14日(金)	13:30~16:30	広報広聴課(☎029-350-4864) ※予約は茨城県社労士会	労働・社会保険関係、労務トラブルなど(社会保険労務士) ※予約時間(平日10:00~12:00, 13:00~16:00)	
土地家屋調査士相談	5日(水)	13:30~15:30	広報広聴課(☎029-259-7400) ※予約は茨城土地家屋調査士会	土地の境界問題や建物の登記に関すること(土地家屋調査士) ※予約時間(平日8:45~17:00)	
行政相談	19日(水)	13:30~15:30	新治総合福祉センター (☎862-3522)	国や県の行政に関する困りごと、悩みごと(行政相談委員)	
税務相談	4日・11日・18日(火)	13:00~15:00	税理士会土浦支部 (☎824-5055)	税に関すること(税理士) ※予約制(予約時間10:00~14:00)	
心配ごと相談	毎週水曜日	13:00~16:00	社会福祉協議会 (☎821-5995)	日常生活の困りごと、悩みごと(専門相談員)	
消費生活相談	月~金曜日	9:30~16:30	消費生活センター (☎823-3928)	商品、契約や多重債務などのトラブル(消費生活相談員)	
家庭児童相談	月~金曜日	8:30~17:15	子ども福祉課 (☎内線2393)	18歳までの子どものすべてについて(家庭児童相談員)	
育児相談	月~金曜日	9:00~17:00	地域子育て支援センター「さくらんぼ」 (☎823-1288)	乳幼児のしつけ、生活習慣(保育士)	
早期療育相談	月~金曜日	9:30~16:30	療育支援センターほか (☎822-3411)	言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの発達、行動面に関すること(早期療育相談員)	
青少年相談	火~土曜日	10:30~17:00	青少年センター(ウララ2 8階 ☎823-7838)	青少年についての困りごと(専任相談員) ※電話相談可	
教育電話相談	月~金曜日	9:00~16:00	教育相談室 (☎823-7837)	不登校やいじめなどの早期解決と防止(教育相談員)	
交通事故相談	月~金曜日(第1・3水曜日は弁護士相談)	9:00~16:45(13:00~16:00)	土浦合同庁舎県南地方交通事故相談所 (☎823-1123)	交通事故に関すること(県委嘱相談員・弁護士)	
人権相談	月~金曜日	8:30~16:00	法務局土浦支局 (☎821-0792)	家庭内の問題、いじめ、差別など(人権擁護委員、担当職員)	
結婚相談	6・20日(木)・22日(土)	15:00~16:30	まちなか交流ステーション「ほっとOne」 (☎879-8815)	結婚相談(県マリッジサポーター)	
生活相談	毎週水曜日	13:00~16:00	新治地区公民館 (☎862-2673)	生活上のこと、人権にかかわること(生活相談員)	
ひきこもり専門相談	18日(火)	10:00~12:00	土浦保健所 (☎821-5516)	ひきこもりについての困りごと(専門医) ※予約制。日時が変更になる場合があります。	
精神保健相談(一般精神)	21日(金)	14:00~16:00		精神障害者の医療などに関すること(精神科医師) ※予約制。1日2件まで。日時が変更になる場合があります。	
精神保健相談(老人・一般)	4日(火)	14:30~16:30			
女性のための	フェミニスト相談	毎週水曜日	11:00~15:40	男女共同参画センター (☎827-1107)	夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブルなど(専門の女性カウンセラー) ※予約制
		8日(土)	10:00~14:40		
	一般相談	14日・28日(金)	13:00~16:00	日曜休館	家族、夫婦、仕事など、女性を取り巻くさまざまな悩みごと(専門相談員) ※予約制

消費生活センターから



消費生活センター(☎823-3928)

★契約書面を確認してトラブルを防ごう!

相談 新築工事の契約をした。契約前に、玄関横の壁と居間の下がり壁をなくしたいと担当者に伝えた承されたが、契約後の設計士との打ち合わせでは、壁を取ることができないと言われ、納得ができない。契約時に渡された図面を確認したところ、壁が取られていなかった。壁が取れないのであれば、違約金なしで解約したい。

アドバイス 契約図面上壁があるのであれば、壁がある状態が契約内容となります。いったん契約が成立すると一方的な解約はできません。担当者や壁を取る約束したことを業者に伝え、交渉するよう助言しました。また、壁や下がり壁を取ることは耐震性や耐火性など、建築基準法上の問題が生じることがあるので、よく話し合うようにと助言しました。

新築工事では、建築工事請負契約を交わします。一般的に、契約内容は「工事請負契約書」、「工事請負契約約款」、「設計図書(図面)」が一体となったものと考えられます。

請負契約では、契約内容通りの施工を求めることができません。契約に際しては、契約内容をよく確認し、少しでも疑問があれば、曖昧にせず、質問をして解決し納得したうえで契約するようにしましょう。

相談事例のように、口頭での約束が、契約書面や図面に反映されていない場合は、証拠がないことからトラブルになるケースが多くあります。業者との打ち合わせ内容が、契約書面や図面に反映されているかをしっかりと確認することが重要です。また、契約後の変更か所についても双方合意のうえ、契約書面、図面上できちんと訂正して残しておくことが大切です。